

(案)

運 送 契 約 書

1 件 名 沖縄国際洋蘭博覧会 2026 出展ラン輸送業務

2 履 行 場 所 国営沖縄記念公園 海洋博覧会地区

3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和8年 2月28日

4 契 約 金 額 ￥－

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥－

ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

5 契 約 保 証 金 免 除

上記運送について、

発注者「沖縄国際洋蘭博覧会実行委員会 契約職 事務局長 福地 敬」と、
受注者 とは、

おののお対等な立場における合意に基づいて、

次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地
氏 名 沖縄国際洋蘭博覧会実行委員会
事務局長 福地 敬

受注者 住 所
氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の運送契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(再委託の事前承認)

第4条 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3 第1項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(履行体制の把握)

第5条 受注者は、第4条の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第4条第2項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面(以下「履行体制に関する書面」という。)を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(運送の指示)

第6条 受注者は、発注者の指示により、運送期限内に発注者の指定する場所に運送しなければならない。

(運送品の引き渡し及び損害)

第7条 発注者から受注者への運送品の引渡しは、発注者の事務所において発注者と受注者とが立会のうえ行わなければならない。

2 受注者は、前項により運送品の引渡しを受けた場合は、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

3 受注者は、自己の故意又は過失により、発注者から引渡しを受けた運送品を滅失若しくはき損し又は運送が不可能となったときは、甲との協議に基づき損害を賠償しなければならない。

(保険の付保)

第8条 受注者は、発注者の指示により必要な保険を付保しなければならない。

(運送方法)

第9条 運送方法は、事前に発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(運送の確認)

第 10 条 受注者は、第 7 条第 1 項による運送品の引渡しを受けたときは、受領書を提出し、運送先相手から受領確認を受けなければならない。

(運送内容の変更等)

第 11 条 発注者は、必要があるときは、運送の内容を変更し、又は運送の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、期間又は契約金額を変更する必要があるときは発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による期限の延長)

第 12 条 天災その他の不可抗力、又はその他受注者の責めに帰することができない理由により運送期限までに運送を完了することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(運送代金の支払い)

第 13 条 受注者は、第 10 条の受領確認を受けたときは、書面により契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 60 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者の責に帰すべき理由により第 1 項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、発注者はその翌日から実際の支払日までの期間について、下請代金支払遅延防止法第 4 条の 2 第 1 項に基づき定められた割合（年 14.6 %）により算出した遅延利息を受注者に対して支払うものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 14 条 受注者の責めに帰すべき理由により、第 6 条第 1 項による運送期限までに運送を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約書一頁記載の契約額に対して、遅延日数に応じ年 5 パーセントの割合で計算した額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 15 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 第6条第1項の運送期限までに運送を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 前項に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 第17条第1項の規定によらないで、受注者が契約の解除申し出たとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第ヘ号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者が前項各号の規定により契約を解除したときは、受注者は、違約金として第6条第1項により発注された契約金額の1/10に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（受注者の解除権）

- 第17条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により運送を完了することが不可能となったときは契約を解除することができる。
- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(秘密の保持)

第 18 条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責任を免れない。

2 乙は、本契約業務の履行過程において知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前各項の規定は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害金等の徴収)

第 19 条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで年 5 パーセントの割合で計算した利息を付した額を追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 20 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停により解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補足)

第 21 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。